

○北海道防衛局達等の形式等に関する達

北海道防衛局達第1号

北海道防衛局達等の形式等に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北海道防衛局長 山中 美樹

北海道防衛局達等の形式等に関する達

(通則)

第1条 北海道防衛局長（以下「局長」という。）の定める達等の形式等については、この達の定めるところによる。

(北海道防衛局達等)

第2条 北海道防衛局の所掌事務について、局長が定める規範的命令は、北海道防衛局達等（以下「達等」という。）とする。

(作成の基準)

第3条 達等の案を作成する場合には、法令と矛盾しないように注意し、関係諸達等との調整を図りつつ、次の各条の定めるところによるものとする。

(形式)

第4条 達等の形式は、防衛省における文書の形式等に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第38号）の規定を準用するものとする。

(用字及び用語)

第5条 達等の用字及び用語は、原則として、法令の例による。

(決裁方法)

第6条 達等を制定する場合には、制定伺いにより、関係部課の合議を経た上、必ず局総務部総務課の審査を受けて、局長の決裁を受けるものとする。

(参考書類)

第7条 前条の制定伺いには、参考として、参照条文を、それが一部改正の達等に係るものである場合には新旧対照表もあわせ添付するものとする。

(制定の通知)

北海道防衛局達等の形式等に関する達

第8条 達等の制定について局長の決裁を受けた場合には、原則として、決裁日から起算して7日以内に当該達等を関係部、支局及び事務所に通知するとともに、2部を局総務部総務課に提出するものとする。

第9条 この達を実施するため、必要な細目は、局総務部長が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。